

菰野町一般廃棄物処理基本計画

(生活排水編)

平成28年3月

菰 野 町

内容

第1章 総論	1
第1節 基本計画策定の目的	1
第1項 計画策定の目的	1
第2項 計画の期間と位置づけ	1
第2章 菰野町の概要	2
第1節 位置と地勢	2
第2節 沿革	2
第3節 社会環境	3
第1項 人口及び世帯数	3
第2項 産業動向	7
第3項 土地利用状況	8
第4節 将来計画	9
第5節 水利用状況・水環境状況	10
第1項 水利用状況	10
第2項 水資源	10
第3項 水質状況	11
第3章 生活排水処理の現況と課題	16
第1節 生活排水処理の概要	16
第1項 生活排水の処理体系	16
第2項 生活排水の処理主体	16
第3項 生活排水の処理形態別人口及び生活排水処理施設整備率の推移	17
第4項 生活排水の汚濁負荷量の推移	18
第2節 し尿及び浄化槽汚泥の収集状況	19
第1項 収集運搬の現状	19
第2項 し尿・浄化槽汚泥中継場	20
第3節 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況	21

第1項	中間処理施設（朝明衛生センター）の経緯及び概要	21
第2項	下水道終末処理場（北部浄化センター）の経緯及び概要	22
第3項	し尿及び浄化槽汚泥処理の概要	22
第4項	処理費用	23
第4節	生活排水処理の課題	25
第1項	生活排水処理施設の早期整備	25
第2項	環境負荷の低減	25
第4章	生活排水処理基本計画	26
第1節	生活排水処理の基本方針	26
第1項	第5次菰野町総合計画における生活排水処理施策	26
第2項	三重県生活排水処理アクションプログラム	26
第3項	生活排水処理における本町の基本方針	27
第2節	計画期間	27
第3節	生活排水の処理主体	27
第4節	生活排水処理基本計画	28
第1項	計画目標	28
第2項	計画期間における生活排水処理施設整備方針	29
第3項	生活排水処理施設の整備計画	30
第6節	し尿及び生活雑排水の処理計画	31
第1項	生活雑排水の発生源対策	31
第2項	収集運搬計画	31
第7節	計画の進捗管理	32
第1項	生活排水処理基本計画	32
第2項	生活排水処理実施計画	32
第3項	計画管理	32
第8節	生活排水対策に関する広報・啓発	33

第1章 総論

第1節 基本計画策定の目的

第1項 計画策定の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)では、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならないとされている。また、一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定により、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、所定の事項を定めるものとされているところである。

本町における生活排水対策は、昭和49年に「菟野町公共下水道基本計画」が策定され、平成12年3月に公共下水道の供用が開始された。また、平成6年度から公共下水道を補完する「菟野町合併処理浄化槽設置整備事業」を実施するなど対策に取り組んできた。

その結果、本町における生活排水処理施設整備率^{*}は平成17年度末に71.8%だったものが、平成26年度末に87.1%へと向上している。なお、三重県全体の生活排水処理の整備率は平成26年度末において全国平均89.5%を下回る82.2%にとどまった。三重県は、生活排水処理を所管する三省(国土交通省、農林水産省、環境省)が連携し、とりまとめた「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき、今後10年程度を目途とした生活排水処理の概成を目指し、平成37年度までに生活排水処理の整備率を95%とすることを目標としている。

この生活排水処理基本計画は本町が社会情勢の変化とともに年々多様化する一般廃棄物のうち、生活排水についての現状や処理量等の見通しを踏まえ長期的、総合的視点に立って、効率的な生活排水処理体系を確立するための基本的施策を示すものである。

第2項 計画の期間と位置づけ

本計画は、平成18年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画(生活排水編)」の2次目標年次とする平成27年度を終えるにあたり、平成28年度を初年度とし、平成32年度を第1次目標年次、平成37年度を第2次目標年次とする向こう10年間の生活排水処理対策を行うための基本施策について方向づけを行うものである。

三重県では、「三重県生活排水処理アクションプログラム」が策定されており、生活排水処理基本計画の上位計画に位置付けられる。

本計画では、上位計画に掲げられている施策を反映することとし、社会的な情勢等による大きな変化も想定し得ることから、適宜見直しが必要である。

^{*} 生活排水処理施設整備率とは、公共下水道、農業集落排水施設及びコミュニティプラントを利用できる人口に、合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を計画処理区域内人口(本町人口総数)で除して算定した、生活排水処理施設の普及状況を示す指標です。

第2章 菰野町の概要

第1節 位置と地勢

菰野町は図2-1に示すとおり三重県の北部に位置し、境界は、西は鈴鹿山脈を境として滋賀県と、北はいなべ市と、東及び南は、四日市市と接しており、地勢的には、東西約13km、南北約10.6kmで、行政区域面積は107.28km²となっている。

本町の地形は鈴鹿山脈に連なる西部山岳地帯と、その山麓の高原地帯及び東部の平坦部に三分され、起伏に富んだ雄大な自然に恵まれている。

山麓には緑の丘陵地や清らかな溪谷が形成され、南部の三滝川及び金溪川、北部の朝明川、中部の海蔵川が四日市市を経て伊勢湾に注いでいる。



図2-1 位置

第2節 沿革

本町は、古代から中世にかけて、八風峠や根の平峠において近江と伊勢を結ぶ交易路として栄え、その後、近世になり慶長5年（1600年）関が原の合戦直後、土方丹後守雄氏を員弁郡石樽村から元東薦野村に移封して以来一躍して士民雑住の城下町として成長した。明治期になると新しく市町村制が施行され、昭和の町村合併促進法による合併を繰り返し、現在の菰野町が、昭和32年1月15日に誕生し、現在に至っている。

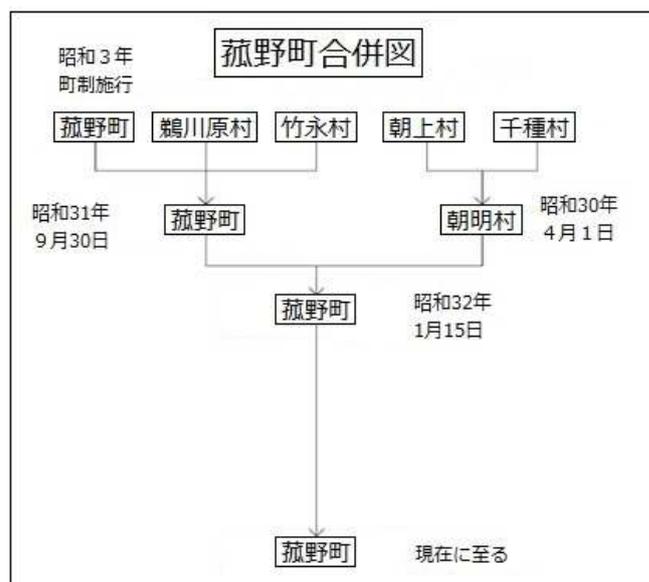


図2-2 沿革図

第3節 社会環境

第1項 人口及び世帯数

1. 年度別人口と世帯数の推移

本町の人口及び世帯数の推移を表2-1に示す。

本町では、平成17年度から平成26年度の10年間に人口が1,473人、世帯数が1,953戸増加しており、人口の平均伸び率は0.40%となっている。人口及び世帯数は共に増加基調にあるものの、平成25年度においては人口の減少が見られた。また、世帯人口は減少し続けている。

表2-1 人口及び世帯数の推移

年度	総数	男性	女性	世帯数	世帯人口 (人/戸)
平成17年度	39,989	19,680	20,309	13,721	2.91
平成18年度	40,274	19,861	20,413	14,066	2.86
平成19年度	40,550	20,028	20,522	14,350	2.83
平成20年度	40,784	20,141	20,643	14,565	2.80
平成21年度	40,977	20,121	20,765	14,731	2.78
平成22年度	41,025	20,227	20,798	14,803	2.77
平成23年度	41,171	20,311	20,806	15,014	2.74
平成24年度	41,353	20,367	20,986	15,251	2.71
平成25年度	41,329	20,304	21,025	15,387	2.69
平成26年度	41,462	20,386	21,076	15,674	2.65

2. 人口分布

平成 22 年度における 5 歳階級別人口を図 2 - 3 に示す。男女共に年少人口、生産年齢人口の減少、老年人口の増加が進み、全体的に高年齢化が進んでいる。

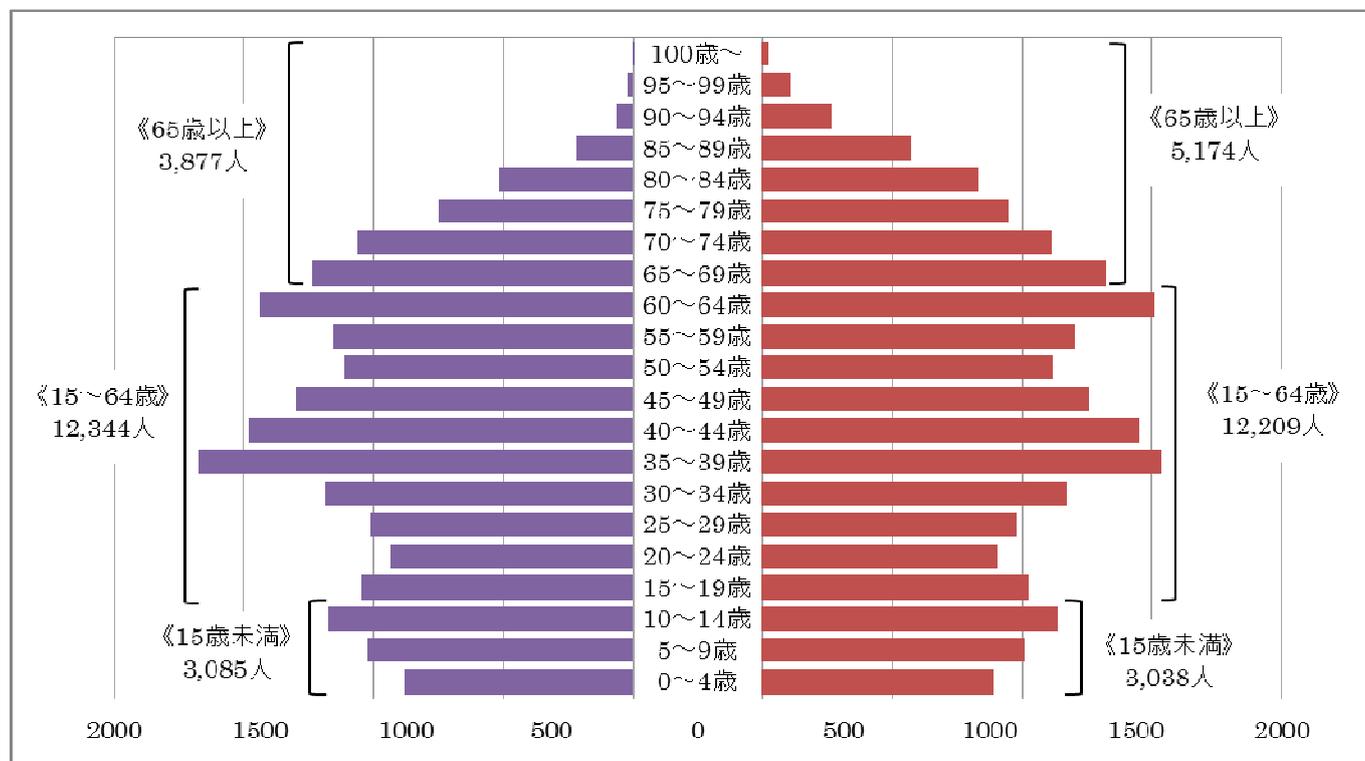


図 2 - 3 菰野町の年齢階層別の人口 (平成 22 年度国勢調査)

3. 地域分布

本町は、現在の菰野町となるまでに合併を行っており、合併前から存在する5つの町村を基に地区として大別されている。

「菰野地区」は、菰野城の城下町として発展し、歴史的文化財が数多く存在しており、鈴鹿国定公園区域内の御在所岳の中腹には、湯の山温泉があり温泉街を形成している。「鶴川原地区」は、優良農地が広がる自然豊かな地域となっており、本町の農業基盤を支えている。「千種地区」は、役場本庁舎や菰野町図書館などがあり、鈴鹿国定公園区域内及び鈴鹿山脈の山麓部には、三重県民の森、朝明キャンプ場などのレクリエーション施設が点在している。「朝上地区」は、国の天然記念物に指定されたシデコブシ群落があり、尾高キャンプ場や八風キャンプ場など豊かな自然を生かしたレクリエーション施設が点在している。また、「竹永地区」は、県指定史跡である竹成五百羅漢など歴史的文化財が存在している。

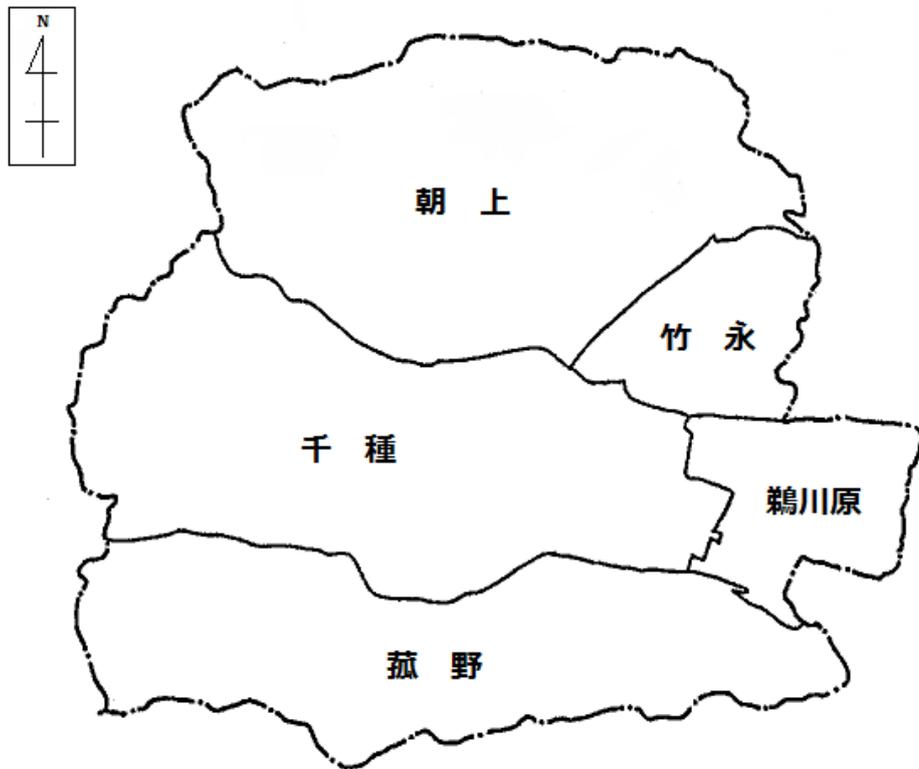


図2-4 地区の位置図

4. 地区の動向

地区別の人口及び世帯数を表2-2に、地区別の人口割合を図2-5に示す。

菰野地区が人口、世帯数ともに一番多く、次いで朝上地区、千種地区、竹永地区、鵜川原地区の順となっています。

表2-2 地区別人口及び世帯数（平成27年4月1日現在）

	人口（人）			世帯数 （戸）
	総数	男	女	
菰野地区	16,385	7,984	8,401	6,626
鵜川原地区	4,321	2,098	2,223	1,451
竹永地区	5,524	2,813	2,711	1,999
朝上地区	9,279	4,645	4,634	3,443
千種地区	5,910	2,823	3,087	2,117
合計	41,419	20,363	21,056	15,636

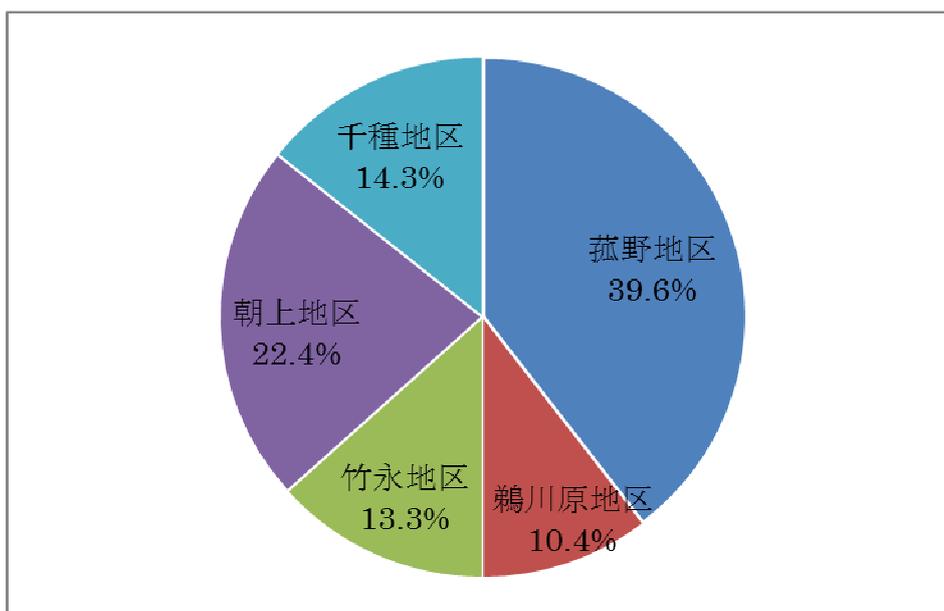


図2-5 地区別人口割合

第2項 産業動向

産業別就業人口を表2-3に、産業別就業人口割合を図2-6に示す。

本町における平成17年度の産業別人口は、第一次産業が570人(3.0%)、第二次産業が7,412人(38.8%)、第三次産業が10,927人(57.3%)となっており、第三次産業に携わる人口が最も多くなっている。平成22年度は分類不能が全国的に大幅に増加しており、これは平成22年度調査から調査票を封入して提出する方法がとられたことによる不備の増加、フリーターや複数の事業を行っている事業者が増えたことが要因として考えられる。

表2-3 産業別就業人口

区分	菰野町				三重県			
	平成17年度		平成22年度		平成17年度		平成22年度	
	就業者数 (人)	構成比	就業者数 (人)	構成比	就業者数 (人)	構成比	就業者数 (人)	構成比
第一次産業	570	3.0%	424	2.2%	45,103	4.9%	33,016	3.7%
第二次産業	7,412	38.8%	7,248	37.3%	306,113	33.2%	278,346	31.1%
第三次産業	10,927	57.3%	10,739	55.2%	557,537	60.4%	536,802	60.0%
分類不能	177	0.9%	1,042	5.3%	13,869	1.5%	46,933	5.2%
総数	19,086	100.0%	19,453	100.0%	922,622	100.0%	895,097	100.0%

(平成22年度国勢調査、平成17年度国勢調査)

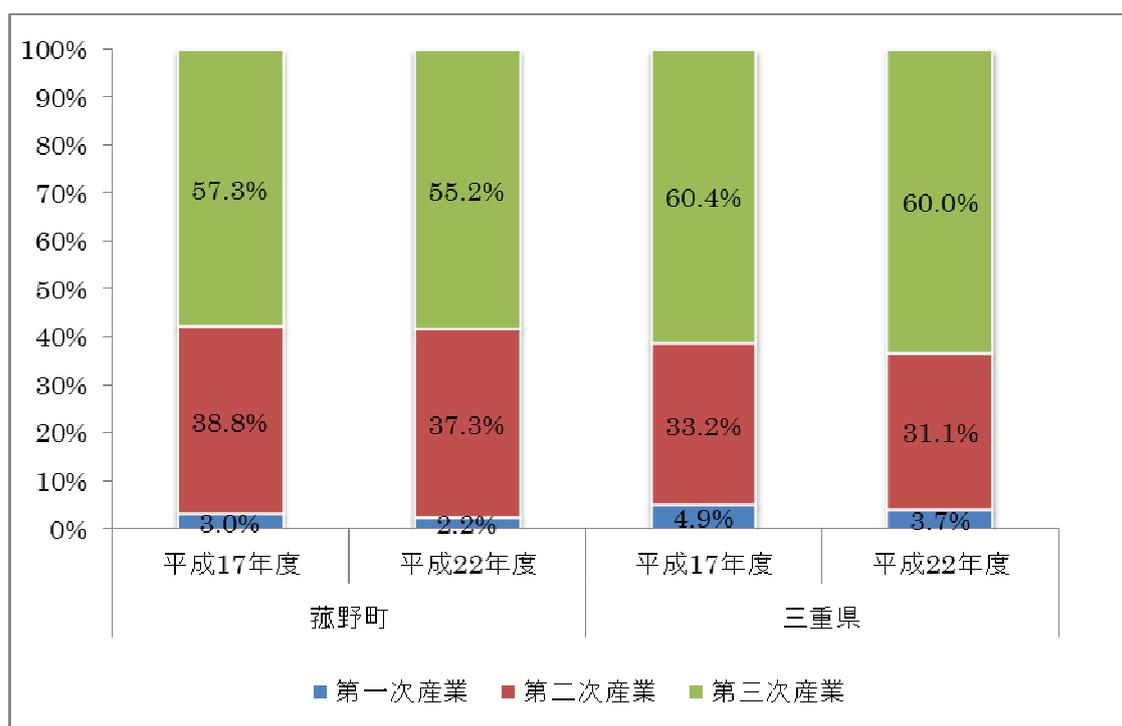


図2-6 産業別就業人口割合

第3項 土地利用状況

土地利用状況については、表2-4に示すように、総面積 107.28 km²のうち、民有地面積が 50.47 km²であり割合として田が最も高く 32.7%を占め、次いで山林が 27.2%、宅地、畑、雑種地、原野と続いている。

表2-4 土地利用状況

(単位: km²)

総面積	民有地面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	池沼
107.28	50.47	16.49	5.49	8.24	13.75	1.81	4.64	0.05

(三重県菰野町町勢要覧)

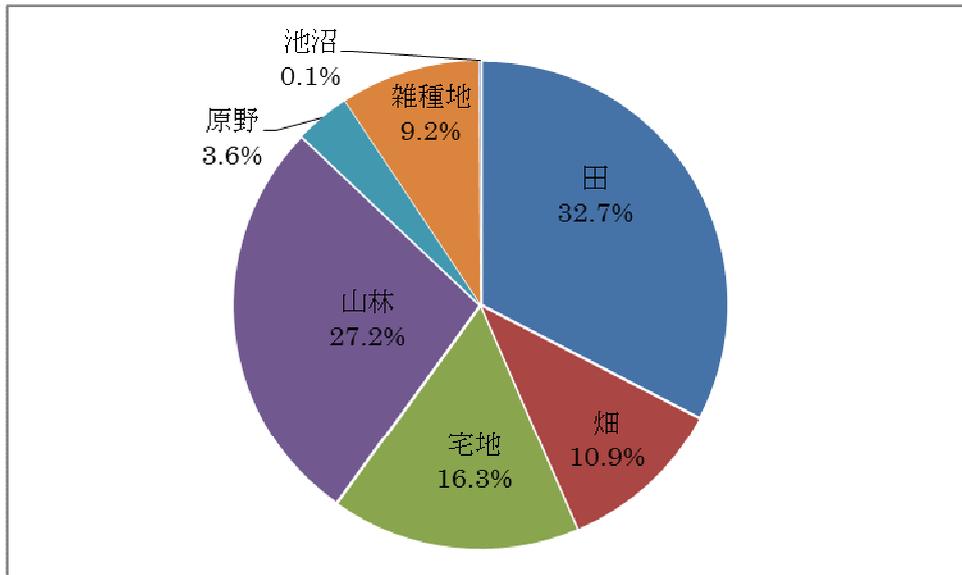


図2-7 民有地面積地目別割合

第4節 将来計画

第5次菰野町総合計画

本町では、平成23年6月に計画目標年度を平成32年度とする「第5次菰野町総合計画」を策定しており、目指すべき将来像の実現に向けた基本目標を立てている。前期基本計画の中では生活排水に係る施策も盛り込まれており、排水対策の推進のため、施策の方向性として次の2つを挙げている。

1. 生活排水処理の充実

生活排水処理の適正化に向けて、公共下水道等の計画的な整備を推進するとともに、公共下水道等の計画区域外の地域については、浄化槽の普及を促進する。

2. 生活排水処理の普及推進と経営の健全化

公共下水道等の健全な経営を目指し、供用開始区域内の家庭や事業所への啓発活動に努め、加入を促進する。

第5節 水利用状況・水環境状況

第1項 水利用状況

本町の水道水源等の使用状況及び将来計画等の事業概要を表2-5に示す。

生活用水は上水道と簡易水道により給水され、地下水、表流水及び三重用水により確保されている。

表2-5 菰野町上水道事業の概要

事業名	菰野町上水道事業				簡易水道事業
浄水場名	大羽根浄水場	潤田浄水場	田口浄水場	県営水道受水	湯の山浄水場
所在地・受水地	大羽根園新林町	潤田	田口	田光	菰野
水源	地下水(6箇所)	地下水(6箇所)	地下水(3箇所)	浄水(2箇所)	表流水
計画一日最大給水量	8,350m ³ /日	8,400m ³ /日	700m ³ /日	3,300m ³ /日	4,000m ³ /日
	20,750m ³ /日(平成32年度)				
現況一日最大給水量	16,823m ³ /日(平成19年度)				1,204m ³ /日
計画受水人口	42,000人(平成32年度)				2,000人
現況受水人口	40,222人(平成19年度)				160人
給水対象	本町全域(湯の山簡易水道を除く)				湯の山地区
給水開始年月	昭和48年6月	平成4年12月	平成元年4月	平成4年4月	昭和29年7月
建設期間	昭和47~48年度	平成3~4年度	昭和63年度	平成2年度	昭和29、39年度、平成元、9年度

(平成21年度 菰野町水道ビジョン)

第2項 水資源

本町では、鈴鹿山脈を源とする三滝川と朝明川が流れ、これらの河川上流部には、岩肌が露出する地形と川の流れが一体となり、美しい溪谷の景観を有しているところが多く、水質も良好で、アユやアマゴ釣りでも知られている。

町内を流れる主要河川はすべて2級河川で、上述の三滝川、朝明川のほか、海蔵川、それらの支流である田口川、田光川、杉谷川、焼合川、竹谷川、金溪川、赤川がある。主要河川の流域面積等を表2-6に示す。

表2-6 河川の流域面積等

河川名	流域面積(km ²)	流域延長(m)
朝明川	86.1	25,816
田光川	26.5	4,875
杉谷川	10.5	3,130
田口川	5.76	3,660
焼合川	—	660
海蔵川	36.02	19,412
竹谷川	8.5	7,450
三滝川	57.36	22,525
金溪川	12.8	7,418
赤川	2.05	2,560

第3項 水質状況

1. 水質調査（三重県：環境基準点）

各河川の汚濁状況を把握するため、環境基準の類型指定がなされている公共水域等で三重県による継続的な監視が行われている。

平成26年度の測定結果について、表2-7に示す5地点の環境基準値と比較したところ、全ての地点で環境基準値に適合していることが分かる。

表2-7 水質測定結果（河川）

水域名	環境基準点名	測定機関	類型	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
					BOD 75%値		BOD 75%値		BOD 75%値
朝明川(上流)	朝明橋	中部地整	A	○	1.1	○	1.2	○	1.4
朝明川(下流)	朝明大橋	中部地整	B	○	1.3	○	1.2	○	1.4
海蔵側(上流)	海蔵橋	四日市市	A	○	1.6	○	1.1	○	1.7
海蔵側(下流)	新開橋	四日市市	B	○	1.5	○	1	○	1.6
三滝川(全域)	三滝橋	四日市市	A	○	1.0	○	1	○	1.1

2. 水質調査（菰野町）

本町内を流れる各河川等水質の現況を把握するため、水質調査を実施しており、平成24年度から平成26年度の3年間における調査結果を表2-8（1）、（2）、（3）に示す。

各調査地点は、前述の朝明川、海蔵川、三滝川に設けられる県環境基準点の上流部に位置するため、環境基準A類型と比較を行うと、環境基準に定められた項目の達成状況は表2-8に示すとおりとなった。

表 2-8 水質調査の達成状況

	基準値 (A 類型)	調査結果	備考
pH	6.5~8.5	6.4~8.9	No.33 において環境基準値をわずかに上回るアルカリ性値を示した。また、No.34 において環境基準値をわずかに上回る酸性値を示した。その他の地点においては、環境基準値を満たしている。
SS	25mg/l 以下	検出下限値未満 ~180.0	No.14、No.32、No.36 の3地点において環境基準値を超過している。 特に No.32 では 110.0mg、No.36 では 180.0mg が検出されている。
BOD	2mg/l 以下	検出下限値未満 ~43.0	No.14、No.16、No.19、No.25、No.32、No.36 の6地点において環境基準値を超過している。 特に No.19、No.36 の大口川流域においては、それぞれ 26.0mg、43.0mg と高い数値が検出されている。
MPN	1,000MPN/100ml 以下	14~24,000	38 地点のうち大部分にあたる 31 地点で環境基準値を超過している。 特に No.14、No.19、No.21、No.22、No.34、No.36 の6地点では 10,000MPN を超える高い数値が検出されている。
DO	7.5mg/l 以上	6.1~13.0	No.36、No.38 の2地点において環境基準値を超過している。 その他の地点では環境基準値を満たしている。

表2-8(1) 水質測定結果

採取場所	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS	生物化学的 酸素要求量 BOD	大腸菌群数 MPN	溶存酸素 DO	検査年度
項目類型Aにおける基準値	6.5~8.5	25mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	1,000MPN/100ml以下	7.5mg/ℓ以上	
No.1金溪川 山神橋直下	7.6	<0.5	0.5	110	12.0	平成24年度
	7.7	<0.5	0.9	330	10.0	平成25年度
	7.7	0.7	<0.5	1,100	12.0	平成26年度
No.2赤川、金溪川 合流点下	7.5	0.5	0.8	9,200	12.0	平成24年度
	7.6	<0.5	1.1	3,500	10.0	平成25年度
	7.6	1.0	<0.5	5,400	12.0	平成26年度
No.3瀬戸川 谷口橋直下	7.4	<0.5	<0.5	240	12.0	平成24年度
	7.5	<0.5	0.7	2,400	10.0	平成25年度
	7.4	0.5	<0.5	790	12.0	平成26年度
No.4三滝川 神明橋直下	7.7	<0.5	<0.5	220	13.0	平成24年度
	7.6	0.7	0.9	490	11.0	平成25年度
	7.8	0.7	0.8	790	12.0	平成26年度
No.5朝明川 奥郷橋直下	7.5	<0.5	<0.5	1,400	11.0	平成24年度
	7.8	<0.5	0.5	1,300	10.0	平成25年度
	7.7	1.0	<0.5	1,300	11.0	平成26年度
No.6焼合川 焼合橋直下	7.4	16.0	0.6	2,400	11.0	平成24年度
	7.3	1.2	0.7	790	10.0	平成25年度
	7.2	4.5	<0.5	2,800	11.0	平成26年度
No.7杉谷川 杉谷橋直下	7.5	<0.5	<0.5	130	12.0	平成24年度
	7.4	5.7	0.9	790	10.0	平成25年度
	7.5	1.0	<0.5	1,300	12.0	平成26年度
No.8田光川 相生橋直下	7.4	2.2	<0.5	490	11.0	平成24年度
	7.5	0.5	0.7	2,400	11.0	平成25年度
	7.6	0.7	0.5	790	12.0	平成26年度
No.9田光川 稻荷橋直下	7.5	0.7	<0.5	130	12.0	平成24年度
	7.5	1.7	0.7	1,700	10.0	平成25年度
	7.6	1.7	0.8	9,200	12.0	平成26年度
No.10山合川 田口バス停前	7.2	0.7	<0.5	140	12.0	平成24年度
	7.3	1.0	0.5	1,300	10.0	平成25年度
	7.3	0.7	0.5	3,500	12.0	平成26年度
No.11酒屋溜 田口新田	7.5	2.7	1.3	17	12.0	平成24年度
	7.6	3.5	1.2	1,300	9.5	平成25年度
	7.5	4.7	1.4	130	10.0	平成26年度
No.12保々川 大安町境界西	7.4	1.0	0.7	1,300	12.0	平成24年度
	7.5	2.0	0.7	2,400	11.0	平成25年度
	7.8	1.0	<0.5	1,700	12.0	平成26年度
No.13お花溜 小島地内	7.5	12.0	1.5	790	12.0	平成24年度
	7.4	5.3	1.3	790	9.7	平成25年度
	7.9	1.7	1.0	280	13.0	平成26年度
No.14清水湯水 菰野高校南交差点直北	7.2	1.5	1.1	1,100	12.0	平成24年度
	7.0	28.0	2.4	16,000	10.0	平成25年度
	7.1	4.2	1.7	24,000	9.9	平成26年度
No.15竹谷川下流 四日市市境界	7.6	<0.5	0.6	3,500	11.0	平成24年度
	7.8	<0.5	<0.5	9,200	11.0	平成25年度
	7.6	4.2	0.7	2,400	11.0	平成26年度
No.16永井排水路 井出神社前の橋直下	6.8	0.5	0.8	2,400	11.0	平成24年度
	7.1	<0.5	1.2	3,500	12.0	平成25年度
	6.9	2.5	9.1	33	9.3	平成26年度
No.17海蔵川下流 四日市市境界	7.0	<0.5	<0.5	790	11.0	平成24年度
	7.3	<0.5	0.5	790	11.0	平成25年度
	7.3	0.7	<0.5	2,400	11.0	平成26年度

表2-8(2) 水質測定結果

採取場所	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS	生物化学的 酸素要求量 BOD	大腸菌群数 MPN	溶存酸素 DO	検査年度
項目類型Aにおける基準値	6.5~8.5	25mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	1,000MPN/100mℓ以下	7.5mg/ℓ以上	
No.18下村地内の川 玉葛水の北	8.2	<0.5	0.7	700	11.0	平成24年度
	8.2	0.8	0.8	5,400	11.0	平成25年度
	7.7	0.7	0.7	5,400	11.0	平成26年度
No.19大口川 野文明橋直下	7.3	0.5	5.1	24,000	9.4	平成24年度
	7.7	6.6	3.2	9,200	9.9	平成25年度
	8.3	21.0	26.0	24,000	9.3	平成26年度
No.20阿弥陀川 阿弥陀橋直下	7.0	<0.5	<0.5	2,200	10.0	平成24年度
	7.1	<0.5	0.5	2,200	9.5	平成25年度
	7.0	1.2	<0.5	5,400	10.0	平成26年度
No.21乙女川 たかぎ橋直下	6.9	<0.5	<0.5	2,200	10.0	平成24年度
	7.1	<0.5	0.7	2,400	9.9	平成25年度
	7.0	0.5	<0.5	24,000	9.2	平成26年度
No.22金溪川下流 山上橋直下	7.2	<0.5	0.6	9,200	12.0	平成24年度
	7.4	1.2	1.1	16,000	9.0	平成25年度
	7.3	0.7	0.8	24,000	11.0	平成26年度
No.23鳥井戸川 東江野橋直下	7.2	<0.5	<0.5	490	11.0	平成24年度
	7.2	<0.5	0.7	700	9.9	平成25年度
	7.4	0.7	<0.5	2,400	11.0	平成26年度
No.24弁天池 田口地内	7.3	6.0	1.2	170	9.9	平成24年度
	6.9	5.0	1.1	330	7.7	平成25年度
	7.1	5.0	1.3	790	9.1	平成26年度
No.25大日池 竹成地内	7.3	4.7	1.9	1,700	10.0	平成24年度
	7.1	3.6	2.1	9,200	10.0	平成25年度
	7.3	8.2	2.6	1,700	11.0	平成26年度
No.26田光川 八風キャンプ場前	7.3	1.5	<0.5	17	12.0	平成24年度
	7.4	<0.5	<0.5	79	10.0	平成25年度
	7.5	0.5	<0.5	49	11.0	平成26年度
No.27田光川 旧射撃場跡前直北	7.5	<0.5	<0.5	14	12.0	平成24年度
	7.7	0.7	0.6	330	10.0	平成25年度
	7.8	1.0	<0.5	49	11.0	平成26年度
No.28三滝川下流 黒田橋直下	8.1	<0.5	<0.5	490	9.7	平成24年度
	7.4	2.2	<0.5	1,700	10.0	平成25年度
	7.4	<0.5	<0.5	700	10.0	平成26年度
No.29朝明川 永井橋後方	7.2	0.7	<0.5	490	11.0	平成24年度
	7.3	0.5	0.5	1,400	9.9	平成25年度
	7.3	0.7	0.5	2,400	10.0	平成26年度
No.30竹谷川 音羽大正田の横	7.7	<0.5	1.1	1,700	12.0	平成24年度
	7.5	0.7	0.7	2,200	10.0	平成25年度
	7.6	<0.5	<0.5	5,400	13.0	平成26年度
No.31養父川 ミルクロードの西	7.3	<0.5	0.7	220	13.0	平成24年度
	7.5	1.5	1.7	2,200	11.0	平成25年度
	7.5	1.2	0.5	1,700	11.0	平成26年度
No.32保々溜流入水路 保々溜の西	7.2	3.7	1.1	1,100	11.0	平成24年度
	8.3	110.0	2.7	1,300	9.2	平成25年度
	7.4	9.2	2.3	1,700	10.0	平成26年度
No.33三滝川 大羽根園北	7.4	<0.5	<0.5	220	11.0	平成24年度
	7.8	<0.5	0.5	700	10.0	平成25年度
	8.9	21.0	<0.5	1,300	12.0	平成26年度
No.34潤田神社横	6.4	0.5	<0.5	3,500	11.0	平成24年度
	7.5	1.2	<0.5	16,000	10.0	平成25年度
	7.6	1.2	<0.5	490	12.0	平成26年度

表2-8(3) 水質測定結果

採取場所	水素イオン濃度 pH	浮遊物質 SS	生物化学的 酸素要求量 BOD	大腸菌群数 MPN	溶存酸素 DO	検査年度
項目類型Aにおける基準値	6.5~8.5	25mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	1,000MPN/100mℓ以下	7.5mg/ℓ以上	
No.35田光川 旧射撃場跡上流	7.5	<0.5	<0.5	33	12.0	平成24年度
	7.7	<0.5	<0.5	240	10.0	平成25年度
	7.7	0.5	<0.5	130	11.0	平成26年度
No.36大口川 川北菰野東員線の橋下流	7.2	2.2	5.6	24,000	8.3	平成24年度
	7.4	180.0	43.0	24,000	6.1	平成25年度
	7.8	7.5	11.0	24,000	8.4	平成26年度
No.37楠根溜 田光地内	6.9	<0.5	0.6	49	12.0	平成24年度
	6.9	2.0	0.8	490	9.2	平成25年度
	7.1	1.2	1.0	240	10.0	平成26年度
No.38蟹池 神森地内	7.7	<0.5	0.7	70	7.3	平成24年度
	6.5	<0.5	<0.5	330	7.2	平成25年度
	7.4	<0.5	<0.5	33	7.6	平成26年度

第3章 生活排水処理の現況と課題

第1節 生活排水処理の概要

第1項 生活排水の処理体系

本町における一般廃棄物のうち生活排水については、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿汲取りによって処理されている。本町内で発生する生活排水（し尿及び雑排水）の処理フローを図3-1で示す。

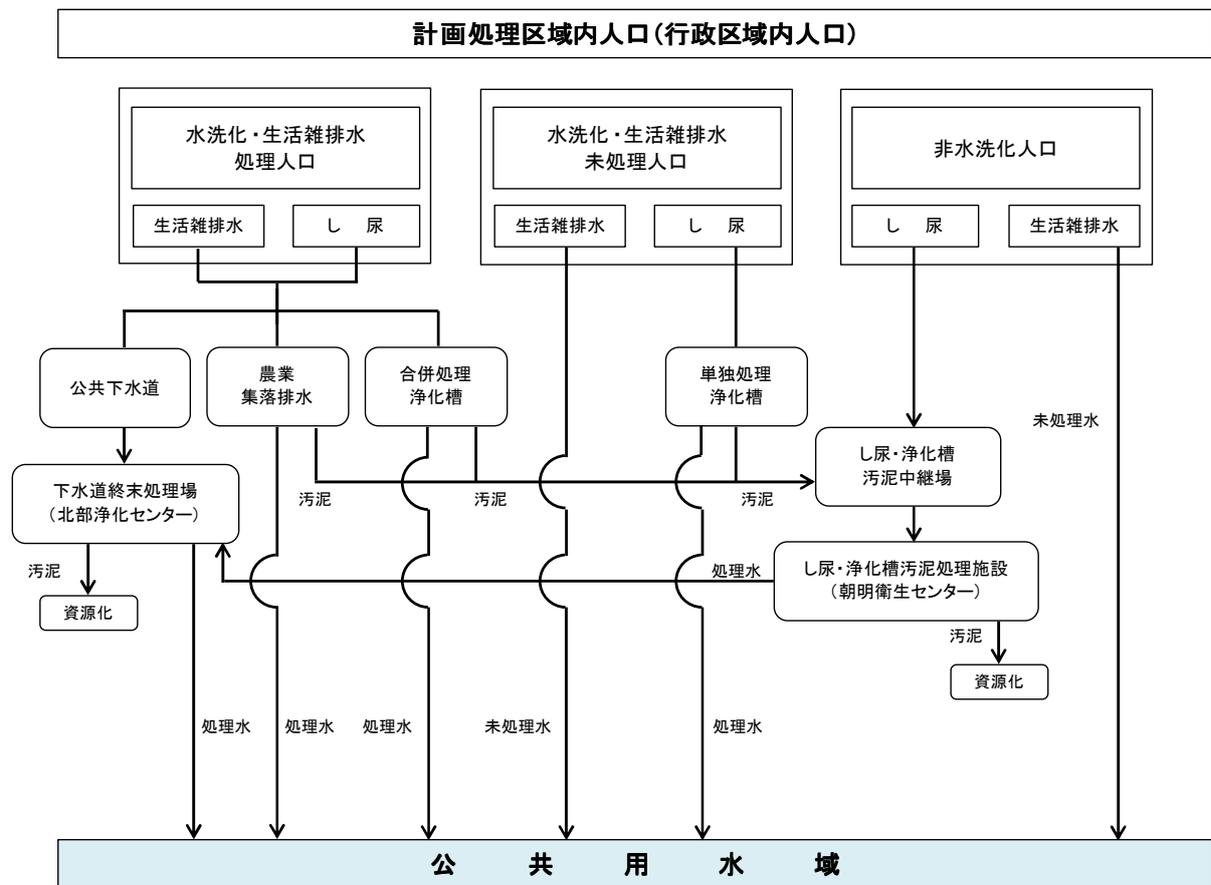


図3-1 生活排水の処理フロー

第2項 生活排水の処理主体

本町の生活排水の処理主体は表3-1のとおりである。

表3-1 生活排水の処理主体

処理手法	処理対象排水	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	菰野町
農業集落排水	し尿、生活雑排水	菰野町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
汲取り	し尿	菰野町が収集

第3項 生活排水の処理形態別人口及び生活排水処理施設整備率の推移

本町における過去5カ年の生活排水の処理形態別人口を表3-2、図3-2に、現在の公共下水道及び農業集落排水施設の整備済み区域を資料1に示す。

公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽による水洗化・生活雑排水処理人口は増加傾向にあり、単独処理浄化槽、汲取りによる処理人口は減少傾向にある。これにより、生活排水処理施設整備率は上昇傾向を示している。

平成24年度まで、合併処理浄化槽による処理人口は増加傾向にあったが、平成25年度以降は公共下水道による処理人口が供用区域拡大に伴い大幅に増加したことから、合併処理浄化槽による処理人口も減少傾向を示している。

表3-2 生活排水処理形態別人口及び生活排水処理施設整備率の推移 (単位:人)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画処理区域内人口(行政区域内人口)	40,206	40,422	41,353	41,329	41,462
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	33,259	33,639	34,553	34,970	36,132
公共下水道	22,250	22,420	22,520	23,230	25,000
農業集落排水施設	3,388	3,388	3,388	3,388	3,210
合併処理浄化槽	7,621	7,831	8,645	8,352	7,922
2. 水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	4,306	4,198	4,434	4,170	3,902
3. 非水洗化人口 (汲取り)	2,641	2,585	2,366	2,189	1,428
生活排水処理施設整備率	82.7%	83.2%	83.6%	84.6%	87.1%

※平成22年度及び平成23年度については、外国人を除いた数値

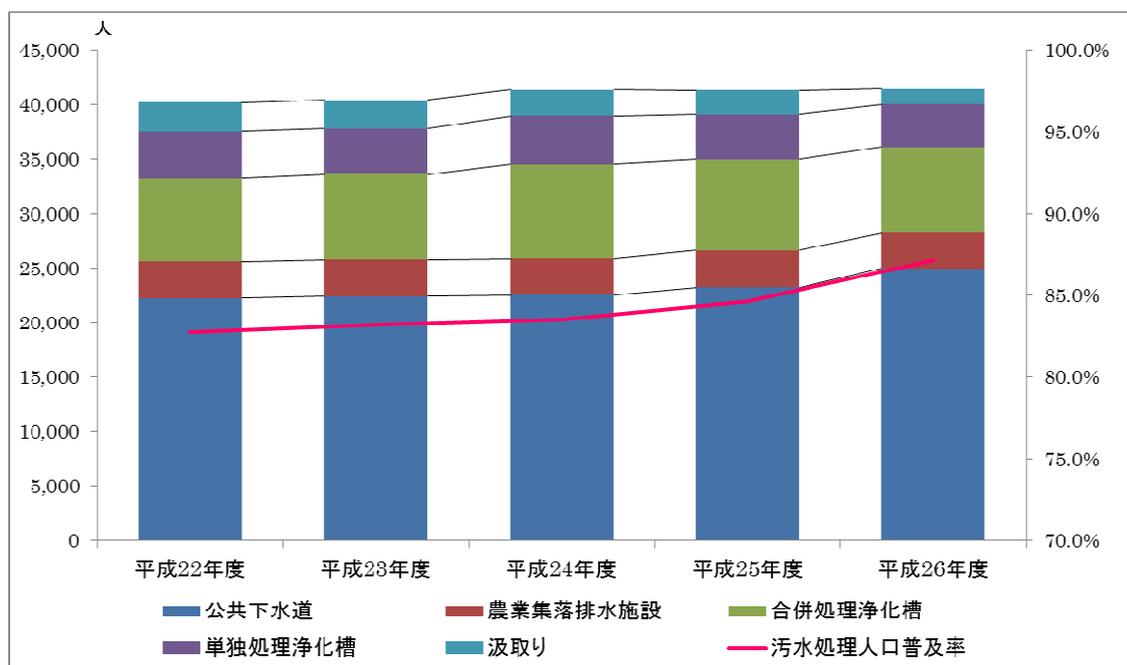


図3-2 生活排水処理形態別人口及び生活排水処理施設整備率の推移

第4項 生活排水の汚濁負荷量の推移

表3-2で示した生活排水の処理形態別人口並びに表3-3で示す諸元に基づき、本町における過去5カ年の生活排水の汚濁負荷量を算出し、表3-4で示す。平成26年度において、BOD負荷量で約308kg/日が生活排水として排出されている。

表3-3 汚濁負荷量算出の諸元

BOD除去率(%)	合併処理浄化槽 農業集落排水施設……(A) 公共下水道処理施設	し尿	90
		雑排水	
	単独処理浄化槽……(B)	し尿	65
		雑排水	0
	し尿汲取り……(C)	し尿	90
		雑排水	0

		原単位	(A)	(B)	(C)
1人1日当たりの BOD負荷量 (g-BOD/日)	し尿	13	1.3	4.55	1.3
	雑排水	27	2.7	27	27
	計	40	4	31.55	28.3

※原単位は「環境省：浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアル」を参考

表3-4 1日当たり汚濁負荷量

年度	人口総数 (人)	処理人口 (A)	処理人口 (B)	処理人口 (C)	BOD負荷量 (kg/日)
平成22年度	40,206	33,259	4,306	2,641	343.6
平成23年度	40,422	33,639	4,198	2,585	340.2
平成24年度	41,353	34,553	4,434	2,366	345.1
平成25年度	41,329	34,970	4,170	2,189	333.4
平成26年度	41,462	36,132	3,902	1,428	308.0

第2節 し尿及び浄化槽汚泥の収集状況

第1項 収集運搬の現状

し尿については委託業者が、浄化槽汚泥については許可業者が収集運搬を行っており、し尿・浄化槽汚泥中継場に一時的に貯留しています。

委託及び許可業者を表3-5に、最近5カ年のし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬量実績を表3-6、図3-3に示す。

表3-5 委託及び許可業者

	委託業者名	所在地
し尿	(株)清友社	菰野町大字潤田994番地
	(有)坂倉産業	菰野町大字潤田995番地
	許可業者名	所在地
浄化槽汚泥	(株)東産業	四日市市野田1丁目8番38号
	(株)環衛	川越町大字高松字川下1368番地の1
	(株)中央クリーンメンテ	四日市市楠町北五味塚1335番地の1

表3-6 し尿及び浄化槽汚泥収集運搬実績 (単位：kℓ)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
し尿	5770.12	5284.51	5030.91	4681.89	4262.78
浄化槽汚泥	11457.91	10768.18	11363.30	10621.51	10256.36
合計	17,228.03	16,052.69	16,394.21	15,303.40	14,519.14

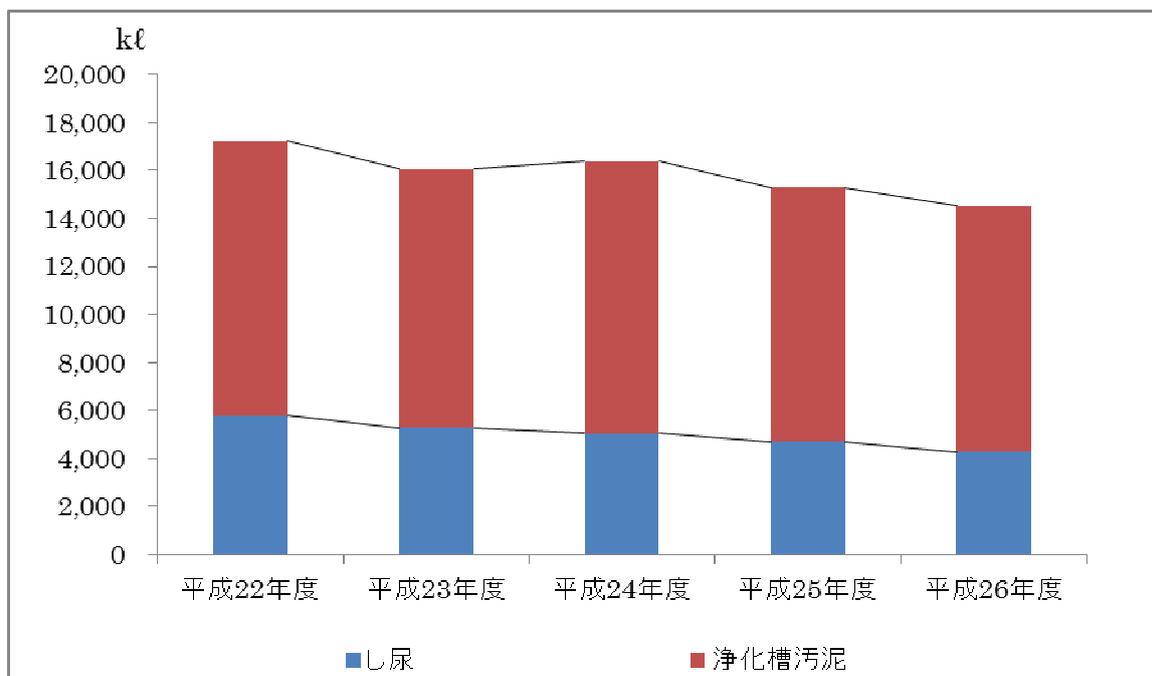


図3-3 し尿及び浄化槽汚泥収集運搬実績

1. し尿の収集運搬量

平成 26 年度のし尿収集運搬量は 4,262.78kℓ であり、平成 22 年度比で約 26.1%減少している。公共下水道供用区域の拡大に伴い、減少傾向は続くものと予想される。

2. 浄化槽汚泥の収集運搬量

平成 26 年度の浄化槽汚泥収集運搬量は 10256.36kℓ であり、平成 22 年度比で約 10.5%減少している。農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽の処理人口は、減少傾向にあり、浄化槽汚泥の収集運搬量も減少していくものと予測される。浄化槽の公共下水道への切り替えに伴う汚泥量の減少が、合併処理浄化槽の新規設置に伴う汚泥量の増加を上回っていると予測される。

第 2 項 し尿・浄化槽汚泥中継場

現在、朝上地区小島地内にし尿・浄化槽汚泥中継場があり、町内から収集したし尿及び浄化槽汚泥を貯留槽に一時的に貯留している。100m³の貯留槽が 2 基あり、平成 23 年度以降における各年度の 1 日あたりのし尿及び汚泥収集量は約 44.9～39.8kℓ で、余剰容量を調整しながら収集運搬を行っている状況である。

第3節 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

第1項 中間処理施設（朝明衛生センター）の経緯及び概要

現在、本町の中継場で貯留したし尿及び浄化槽汚泥は、三重郡川越町地内に立地する朝明衛生センターに運搬、処理されている。朝明衛生センターは嫌気性消化方式によるし尿処理施設として昭和43年4月から処理を開始した。また、昭和49年3月以降順次施設の改良を行うとともに、昭和59年3月には凝集浮上設備、オゾン反応設備等を増設し、処理を行っていたが、平成8年6月に現在も続く高負荷脱窒素処理方式による処理を行う新しいし尿処理施設の建設工事が始まり、平成10年10月から稼働した。表3-7に施設の概要を示す。

表3-7 朝明衛生センターの概要

区 分		施 設 概 要
施設名		朝明衛生センター
敷地面積		21,563.1㎡
処理能力		300kl/日
処理方式		高負荷脱窒素処理方式
汚泥処理方式		脱水処理
放 流 水 質	pH	5.8～8.6
	BOD	600mg/ℓ未満
	COD	(規定なし)
	SS	600mg/ℓ未満
	T-N	240mg/ℓ未満
	T-P	32mg/ℓ未満
	鉱油類含有量	5mg/ℓ以下
	動植物油類含有量	30mg/ℓ以下
	沃素消費量	220mg/ℓ未満
	アンモニア性窒素等	380mg/ℓ未満
	水温	45℃未満

第2項 下水道終末処理場（北部浄化センター）の経緯及び概要

本町の家庭や工場から排水された汚水のうち公共下水道を通るものは、三重郡川越町に立地する北部浄化センターに流れ込み、処理されている。北部浄化センターは、本町を含む3市4町の汚水を処理し、地域の河川及び伊勢湾の水質汚濁防止、住民の生活環境改善を目的として昭和56年度から工事を開始し、昭和63年1月に供用を開始した。処理方式は、「嫌気－無酸素－好気法」、「疑似嫌気好気法」の併用である。表3－8に施設の概要を示す。

表3－8 北部浄化センターの概要

区 分	施 設 概 要	
施設名	北部浄化センター	
敷地面積	376,800㎡	
処理能力	199,500㎡/日最大(全体計画)	
処理方式	嫌気－無酸素－好気法 疑似嫌気好気法	
汚泥処理方式	濃縮＋脱水	
放 流 水 質	pH	5.8～8.6
	BOD	15mg/ℓ以下
	COD	25(20)mg/ℓ以下
	SS	40mg/ℓ以下
	T-N	13mg/ℓ以下
	T-P	1.4mg/ℓ以下
	大腸菌群数	3000個/cm ³ 以下

() 値は日間平均値。

第3項 し尿及び浄化槽汚泥処理の概要

朝明衛生センターで処理されたし尿及び浄化槽汚泥のうち、処理水は下水道管渠を通り北部浄化センターに流れ込み、汚泥は伊賀市にある三重中央開発株式会社に搬入され、資源化されている。また、北部浄化センターに流れ込み、処理された汚水のうち、処理水は公共用水域に、汚泥はいなべ市にある太平洋セメント株式会社に搬入され、資源化されている。

第4項 処理費用

生活排水処理に係る費用を表3-9に、生活排水処理に係る一人当たり費用を表3-10及び図3-4に示す。

平成23年度に朝上地区小島地内にし尿・浄化槽汚泥中継場が完成した。それに伴う設計費、工事費等が発生している。

処理及び維持管理費について、三重県一人当たり処理費用（処理及び維持管理費／人口総数）は、横ばいとなっているが、菟野町一人当たり処理費用は減少傾向が続いている。今後、下水道整備が進むことで、し尿及び浄化槽汚泥量が減少し、それに伴い処理に係る費用も減少するものと見込まれる。なお、平成26年度の生活排水一人当たり処理費用については、現段階において三重県の処理及び維持管理費が公表されていないことから、空欄としている。

表3-9 生活排水処理費用

(単位：千円)

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
建設費	運搬中継施設工事費	0	18,424	40,943	0	0	0	
	設計費等	2,789	2,011	0	0	0	0	
	小計	2,789	20,435	40,943	0	0	0	
処理及び維持管理費	人件費	7,592	7,241	7,817	7,467	5,889	5,378	
	処理費	収集運搬費	873	733	535	513	1,149	1,767
		中間処理費	0	0	0	0	0	0
		最終処分費	0	0	0	0	0	0
	施設修繕費	19	56	5	221	459	648	
	車両等購入費	0	0	0	0	0	0	
	委託費	90,523	89,777	91,048	90,122	78,428	79,712	
	組合負担金	137,587	135,023	131,477	121,248	86,032	73,386	
小計	236,594	232,830	230,882	219,571	171,957	160,891		
合計	239,383	253,265	271,825	219,571	171,957	160,891		

表 3 - 1 0 生活排水一人当たり処理費用

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
菰野町処理及び維持管理費(百万円)	237	233	231	220	172	161
三重県処理及び維持管理費(百万円)	4,446	4,425	4,458	4,679	4,490	
菰野町人口総数(人)	40,153	40,206	40,422	41,353	41,329	41,462
三重県人口総数(人)	1,898,779	1,891,110	1,884,160	1,871,619	1,861,534	1,852,085
菰野町一人当たり処理費用(円/人)	5,902	5,795	5,715	5,320	4,162	3,883
三重県一人当たり処理費用(円/人)	2,342	2,340	2,366	2,500	2,412	

※平成 21 年度から平成 23 年度については、外国人を除いた数値

※三重県処理及び維持管理費は「環境省：日本の廃棄物処理」を、三重県人口総数は、「三重県：市町別生活排水処理データ」を参考

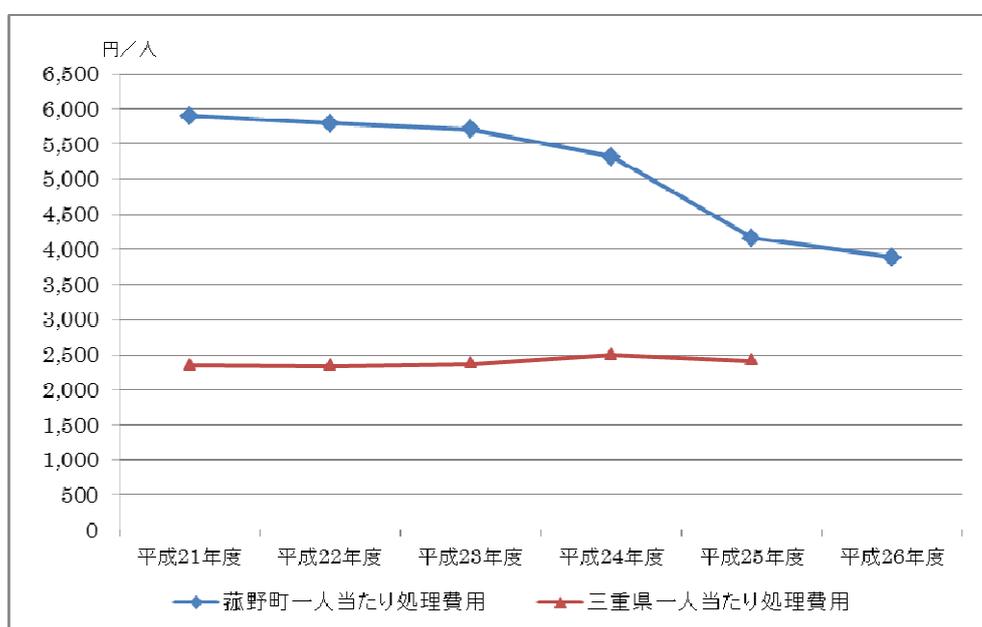


図 3 - 4 生活排水一人当たり処理費用

第4節 生活排水処理の課題

第1項 生活排水処理施設の早期整備

本町の生活排水処理施設整備率は表3-2で示すとおり平成26年度末で87.1%であり、残りの12.9%は未処理のまま河川等の公共用水域へ放流されている。

未処理のまま放流される生活雑排水が与える影響が大きいことから、公共用水域の水質保全を図り快適な生活環境をつくるため、上位計画である三重県生活排水処理アクションプログラムを踏まえ、10年程度を目途に生活排水処理施設の概成を目標として、公共下水道事業や農業集落排水施設事業の整備や接続の促進を図るとともに、浄化槽整備区域については、合併浄化槽の普及促進を図る必要がある。

第2項 環境負荷の低減

表3-4に示す平成26年度末現在における汚濁負荷量(BOD)試算で、308kg/日の総負荷量に対し、し尿汲取り及び単独処理浄化槽処理人口の排水が合併処理浄化槽や公共下水道により処理された場合、汚濁負荷量は165.8kg/日となり、142.2kg/日の軽減が図られ、1/2程度の発生負荷量に軽減することができる。このことから、し尿汲取り及び単独処理浄化槽の転換が、環境負荷低減の大きな課題となっている。

また、既設の浄化槽について、適正に維持管理が行われていなければ、微生物の働きが阻害され、浄化機能の低下により公共用水域の水質汚濁に繋がることから、適正な維持管理が行われるよう啓発活動に努める必要がある。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の基本方針

第1項 第5次菟野町総合計画における生活排水処理施策

本町は平成23年6月に第5次菟野町総合計画を策定しており、その中で生活排水に関する施策を示している。

1. 生活排水処理施設の充実

生活排水処理の適正化に向けて、公共下水道等の計画的な整備を推進するとともに、公共下水道等の計画区域外の地域については、浄化槽の普及を促進する。

2. 生活排水処理の普及促進と経営の健全化

公共下水道等の健全な経営を目指し、供用開始区域内の家庭や事業所への啓発活動に努め、加入を促進する。

第2項 三重県生活排水処理アクションプログラム

三重県では、生活排水処理アクションプログラムが策定されており、本町の生活排水処理基本計画の上位計画に位置づけられる。

この生活排水処理アクションプログラムは、生活排水処理を所管する三省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携し、とりまとめた継続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルに基づき、今後10年程度を目途とした生活排水処理施設の概成を目指し、平成37年度までに三重県の生活排水処理施設の整備率を95%とすることを目標としている。

本町では、生活排水処理施設整備率を平成37年度末までに98.4%とすることを目標として定めている。

第3項 生活排水処理における本町の基本方針

本町の生活排水処理における基本方針は以下のとおりとする。

- ・ 地域の実情に応じて、公共下水道及び農業集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の普及促進により、し尿と生活雑排水を処理する。
- ・ 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルに基づき、策定される上位計画「生活排水処理アクションプログラム」で定める今後 10 年程度を目途とした生活排水処理施設の概成を目指す。
- ・ 生活排水処理施設の整備に向け、町民の理解を得ながら、効率的で経済的な整備手法を選択することで、公共下水道等を健全に経営し、公共用水域の水質改善と公衆衛生の向上を目指す。
- ・ 生活排水処理の整備完了までの間、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬、処理を継続し、浄化槽整備区域について、浄化槽汚泥の処理を将来にわたり行っていく。
- ・ 浄化槽の適正な管理と共に、汚濁負荷源となる調理くずや廃食油等の処理を徹底することで環境負荷を抑え、水環境の保全に努めるよう啓発する。

第2節 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とし、平成 32 年度を第一次目標年次、平成 37 年度を第 2 次目標年次とする。

なお、本計画について、計画策定の前提となる諸条件が、社会的情勢等により大きく変化した場合、適宜見直しを行い、柔軟に対応するものとする。

~	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度	平成 32 年 度	平成 33 年 度	平成 34 年 度	平成 35 年 度	平成 36 年 度	平成 37 年 度	平成 38 年 度	~
		計 画 期 間											
						第1次目標年次					第2次目標年次		

第3節 生活排水の処理主体

生活排水に係る処理主体は次のとおりとする。

計画目標年度（平成 37 年度）における生活排水の処理主体を表 4 - 1 に示す。

表 4 - 1 生活排水の処理主体（平成 37 年度）

処理手法	処理対象排水	処理主体
公 共 下 水 道	し尿、生活雑排水	菰野町
農 業 集 落 排 水	し尿、生活雑排水	菰野町
合 併 処 理 浄 化 槽	し尿、生活雑排水	個人等
単 独 処 理 浄 化 槽	し尿	個人等
汲 取 り	し尿	菰野町が収集

第4節 生活排水処理基本計画

第1項 計画目標

公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を推進し、5年後の平成32年度を第一目標年次、10年後の平成37年度を第二目標年次とし、生活排水処理施設整備率の目標を以下のとおりとする。

現在	平成26年度	生活排水処理施設整備率	87.1%
第一目標年次	平成32年度	生活排水処理施設整備率	93.0%
第二目標年次	平成37年度	生活排水処理施設整備率	98.4%

表4-2 水洗化・生活雑排水処理人口の目標 (単位：人)

	現在 (平成26年度)	第一目標年次 (平成32年度)	第二目標年次 (平成37年度)
行政区域内人口(人口総数)	41,462	41,300	39,600
計画処理区域内人口	41,462	41,300	39,600
水洗化・生活雑排水処理人口	36,132	38,402	38,960

表4-3 処理形態別人口の見込 (単位：人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画処理区域内人口(行政区域内人口)	41,500	41,550	41,600	41,500	41,400	41,300
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	36,865	37,229	37,593	37,863	38,133	38,402
公共下水道	26,506	27,217	27,928	28,619	29,310	30,000
農業集落排水施設	3,213	3,217	3,221	3,213	3,205	3,197
合併処理浄化槽	7,146	6,795	6,444	6,031	5,618	5,205
2. 水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	3,393	3,163	2,933	2,662	2,391	2,120
3. 非水洗化人口 (汲取り)	1,242	1,158	1,074	975	876	778
生活排水処理施設整備率	88.8%	89.6%	90.4%	91.2%	92.1%	93.0%
年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
計画処理区域内人口(行政区域内人口)	41,000	40,700	40,400	40,000	39,600	
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	38,536	38,670	38,804	38,882	38,960	
公共下水道	30,640	31,280	31,920	32,560	34,920	
農業集落排水施設	3,174	3,151	3,128	3,099	1,350	
合併処理浄化槽	4,722	4,239	3,756	3,223	2,690	
2. 水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,803	1,486	1,169	820	470	
3. 非水洗化人口 (汲取り)	661	544	427	298	170	
生活排水処理施設整備率	94.0%	95.0%	96.0%	97.2%	98.4%	

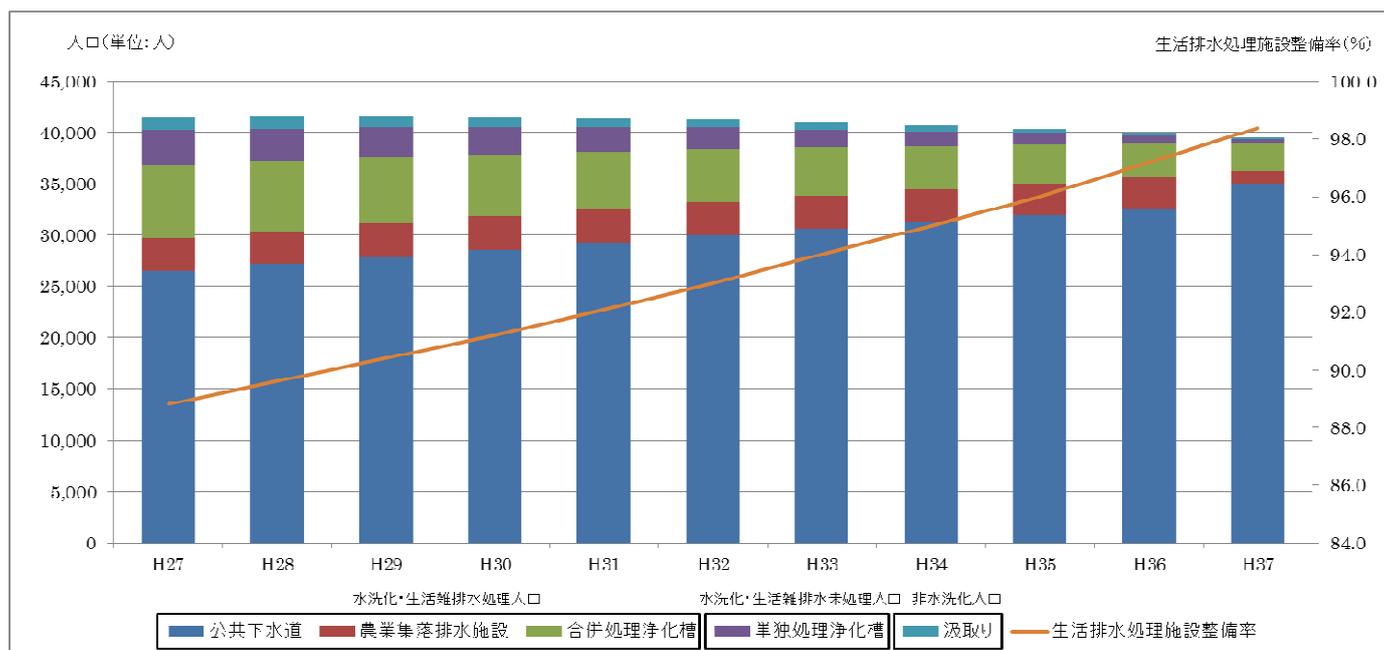


図4-1 処理形態別人口の見込

第2項 計画期間における生活排水処理施設整備方針

公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の各々の建設費や維持管理費から公共下水道や農業集落排水施設のように集合処理が有利なのか、合併処理浄化槽のように個別処理が有利かを経済比較し、その結果に基づく整備方針をまとめた(資料2参照)。

現在、具体的な計画はないが、開発等が行われた場合、集合処理(公共下水道)が有利となる区域については、下水道整備区域とする。開発計画が具体化するまでは、合併処理浄化槽の整備を推進する。(川北工業拠点、東江野区域、西江野区域、(仮称)菰野インター付近(潤田地区))

湯の山地区は、現状、下水道整備を行う上で地形や地質等の課題があり、当面の間において合併処理浄化槽の整備を推進する。観光地であり、まちづくりにおいて重要度が高い地区であることから下水道区域としているが、今後、整備手法の検討が必要である。

第3項 生活排水処理施設の整備計画

公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備計画の概要を次に示す。

1. 公共下水道

平成6年度に初めて公共下水道事業計画の事業認可を受け、整備を進めてきた公共下水道は、平成12年度に供用が開始された。朝明川以南において、平成26年度末までに7回の事業認可を受け、供用区域及び事業計画区域を拡大してきたが、今後は朝明川以北についても三重県と連携しながら整備を進めていく。今後の整備計画区域を資料2に、整備計画の概要を表4-4に示す。

表4-4 公共下水道整備計画の概要

年度	人口総数(人)	処理区域内人口(人)	整備率	整備面積(ha)
平成27年度	41,500	26,506	63.9%	906.9
平成28年度	41,550	27,217	65.5%	935.9
平成29年度	41,600	27,928	67.1%	965.1
平成30年度	41,500	28,619	69.0%	994.3
平成31年度	41,400	29,310	70.8%	1,023.5
平成32年度	41,300	30,000	72.6%	1,072.1
平成33年度	41,000	30,640	74.7%	1,120.7
平成34年度	40,700	31,280	76.9%	1,169.3
平成35年度	40,400	31,920	79.0%	1,217.9
平成36年度	40,000	32,560	81.4%	1,266.5
平成37年度	39,600	34,920	88.2%	1,315.5

2. 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、町内4地区で整備が完了しており、今後は適切な維持管理を継続するとともに、施設の更新を見据え、経済的に有利な公共下水道への中長期的な接続について、平成37年度からの一部施設接続を目指していく。

3. 合併処理浄化槽

下水道事業計画区域外においては合併処理浄化槽の設置に対する補助による整備促進を図るとともに、単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促し、公共水域の水質保全に努める。

今後の合併処理浄化槽整備計画の概要を表4-5に示す。

表4-5 合併処理浄化槽整備計画の概要

年度	件数
平成27年度	35
平成28年度	35
平成29年度	35
平成30年度	30
平成31年度	30
平成32年度	30
平成33年度	30
平成34年度	25
平成35年度	25
平成36年度	25
平成37年度	25

第6節 し尿及び生活雑排水の処理計画

第1項 生活雑排水の発生源対策

1. 発生源対策に係る基本方針

生活排水処理施設の整備状況に関わらず、日常生活において生活雑排水による汚濁負荷を考慮した生活様式をとることで、汚濁負荷を低減することが可能である。生活雑排水を有効利用し、生活排水処理施設に繊維くず、調理くず等が混入しないよう家庭内での発生源対策を実践するよう啓発に努める。

現在、し尿及び生活雑排水から発生する汚泥は、加熱等の処理により資源化しており、今後も引き続き資源化を行っていく。

2. 家庭における発生源対策

各家庭でできる生活排水の発生源対策として、以下のものが例として挙げられる。

(1). ものを大切に使う。排出抑制が、水質保全に繋がる。

①食べ残し、飲み残しをしないよう、作りすぎない、入れすぎないなど食事の工夫をする。

②油は使い切る。

③米のとぎ汁やお風呂の残り湯等は、庭木への散水、洗濯、掃除等に利用する。

(2) 台所の流しに三角コーナーやストレーナーをつける。調理くずなどは、可燃ごみとして出すか、コンポストなどで堆肥化を行う。

(3) 食器や鍋についた汚れは、ふき取ってから洗う。

(4) 食用油を捨てる時は、古新聞などに吸い込ませるか、固形剤を使い可燃ごみとして出す。

(5) 洗剤は石鹼や無リン洗剤を使う。

(6) 浄化槽の維持管理として、清掃及び保守点検を定期的に行う。

(7) 道路側溝を定期的に清掃する。

(8) 川や水路にごみを捨てない。

第2項 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、町内全域を対象区域として行う。

また、公共下水道に接続した家庭で発生するし尿及び生活雑排水は、下水道管渠を經由して、川越町地内にある終末処理場へ移送する。

収集運搬は、委託業者及び許可業者が行う。収集したし尿及び浄化槽汚泥を効率的に運搬するため、朝上地区小島地内のし尿・浄化槽汚泥中継場において、一時的に貯留し、そこから朝明衛生センターへ運搬する。

各年度のし尿及び浄化槽汚泥収集量の推計を表4-6及び図4-2に示す。

表 4 - 6 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推計

年度	平成26年度	平成32年度	平成37年度
浄化槽汚泥収集量	10,256.36	7,520.35	3,408.59
し尿収集量	4,262.78	1,752.48	382.93

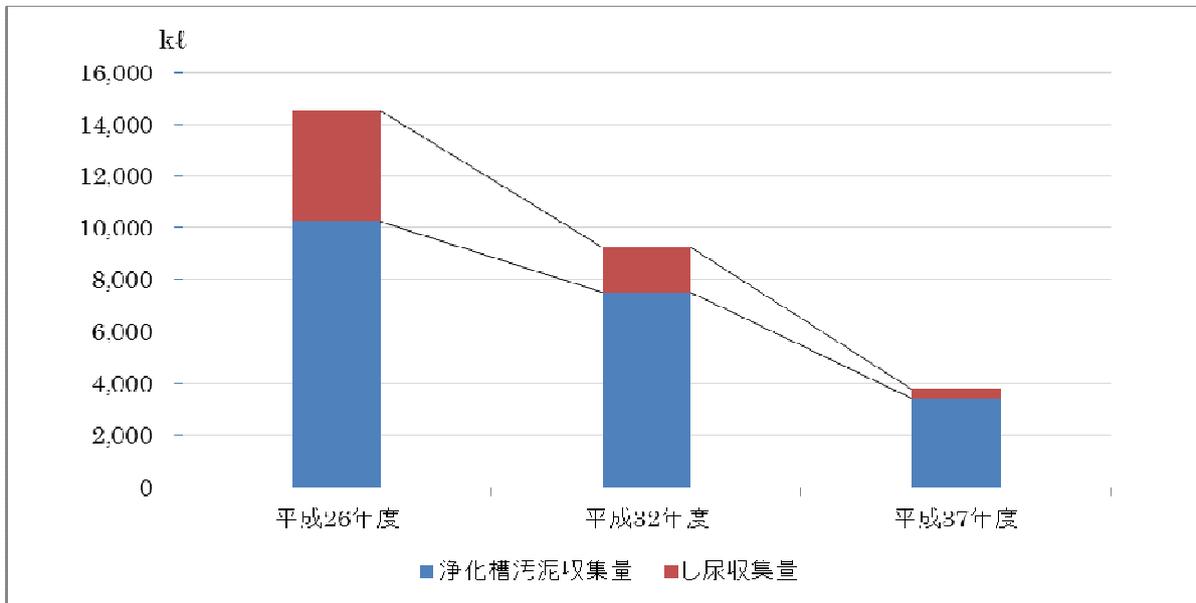


図 4 - 2 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推計

第 7 節 計画の進捗管理

第 1 項 生活排水処理基本計画

本計画は、平成 32 年度を第一次目標年次、平成 37 年度を第二次目標年次とする長期計画である。このことから、5 年毎に計画の進捗状況を確認し、必要に応じて本計画の見直しをする。

第 2 項 生活排水処理実施計画

本計画を踏まえ、「一般廃棄物処理実施計画」を毎年度策定し、以下の流れにより生活排水処理に係る実施計画を策定する。

第 3 項 計画管理

生活排水処理に関する処理状況の実態を確認及び調査し、計画の進捗状況を把握するとともに、その結果について公表する。また、目標達成に向け、必要な措置を講ずるなど着実な計画推進に努める。

第8節 生活排水対策に関する広報・啓発

- ・住民参加から住民主体へ

今後の生活排水処理対策は、これまでの行政主体、住民参加の体制から住民主体への転換が必要と考えられる。そのためには、将来の地域の担い手となる若い人々が水環境に親しみやすい環境づくりが重要であり、水を楽しむライフスタイルを築きあげていく必要がある。

- ・広報、説明会、啓発活動の推進

生活排水処理の整備及び家庭内発生源対策を推進するために、啓発用パンフレットの配布などのPR活動や説明会の開催を実施する。

- ・情報の公開と共有

住民が主体となる水質保全に対する行動として、身近な河川の清掃活動や各家庭における排出抑制等があるが、活動したくとも、何ができるのか、何をしたらいいのかが分からないこともあることから、住民自らが進んで行動できるよう、また、現在進めている生活排水事業への取り組みについてどれぐらいの費用のもとに成り立っているかを行政が示し、水辺環境対策の重要性の理解を深める。